EOJapanKoreaBridge 会員規約

（By laws of EO JKBC）

Updated1 June 2024

第 1 条　総則　GeneralPurposes

EOJapanKoreaBridge（以下 EO JKBC といいます）は、米国の非営利組織である Entrepreneurs'Organization（起業家機構、以下 EO グローバルといいます）と直接の提携を結び運営される、独立した組織・任意団体（以下、チャプターといいます）です。

EO JKBC は、EO グローバルが示す方針と手順（theGlobalPoliciesandProcedures、以下グローバル P&P といいます）を順守し、組織を構成して運営します。ここでは、EO グローバルと EO JKBC を総称する場合に、EO といいます。

第 2 条　会の目的 Specific Purposes

EO JKBC は、EO グローバルの規約（By laws）の表現に倣い、その目的を以下とします。

EO JKBC は、慈善的、教育的、研究的な目的（charitable,educational and scientific）に限定して運営される非営利の組織であり、具体的には以下の事業を行います。
1.会員に、学習プログラム・学習機会・学習素材、ならびに EO 参画のためのトレーニングを提供します。
2.会員がメンバーシップ活動に自ら参画することで、リーダーとしての能力を磨き、同時に起業家共通の課題・目標・経験（Drives,Goalsand Experiences）を共有することによって、互いのビジネスの繁栄につなげます。
3.優れた起業家同士を強く結びつけることで、学びと成長の機会を最大化します。

第 3 条　グローバル方針と手続き

EOGlobal’sPoliciesandProcedures

EO JKBC とその会員は、EO グローバル理事会（the Board of EO Global）によって作成された方針と手続き（theGlobal Policies and Procedures）、行動規範（the Code of Conduct）、および規約と方針（By aws and guiding principles）を遵守し、尊重します。これらの規約類（以下総称してグローバル規約と呼びます）は、EO JKBC と会員の活動の前提ならびに標準となるものです。

EO JKBC 会員規約はグローバル規約の元に定められものとします。

第 4 条　会員 Membership

EO グローバルは、会員（Member(s)）を定めます。会員資格や入会手順は、EO グローバルによって指針が適宜変更されます。会員の権利･ 特典･ 義務･ 規律･ 懲戒の定めならびに会費（グローバルフィー）と支払方法は、グローバル P&P によって規定されます。

EO JKBC は、チャプター会費（ローカルフィー）を独自に設定します。EO JKBC の会員は、EO グローバル規約と本規約の両方の下にあり、「EO 会員」とは、EO グローバルと EO JKBC の両方に所属する会員を意味（DualMembership）します。

EO JKBC においては、会員を定めます。

1.前提要件

　EO JKBC のすべての会員は EO グローバルに正しく会費を納め、EO グローバル規約に違反していない（GoodStanding）ことを前提の要件とします。

2.入会資格　MembershipEligibility

　EO JKBC の入会資格を以下のとおりとします。

　　1.組織の経営権を有する者であること

　　2.前項の組織の前年度決算の年商が 1 億円以上であること

　　3.EO 現会員の推薦があること

　　4.EO の他のチャプターに所属したことがあること

3.会員は、理事会が定める年３回の例会、フォーラム及びアクティビティ全てに参加する義務を負う。ただし、冠婚葬祭や体調不良による欠席の場合、会長に速やかに報告したうえで、会長の承認を得た場合には欠席を認めることがあります。
4.会員は、入会初年度は、LALA（Lunch Around Learn Around）に参加する義務を負います。
5.会員は、会費として１０万円（１年）と、年３回の例会、フォーラム及びアクティビティの宿泊費（食事代そのほか）などを実費として負担します。

3.会員 Member
会員とは、入会資格を満たしていて当該年度の会費が全額支払われている者をいいます。翌年度の更新にあたっては、前年度決算の売上報告義務があり、虚偽の報告および報告をしなかった場合は更新が認められません。

4.事業を売却した会員 MemberswhohaveSoldBusinesses
事業を売却（株式譲渡や事業譲渡等のあらゆる M&A スキームにより、第４条２項の入会資格を形式的に喪失する場合）した会員は、売却時の評価額にかかわらず、2 年以上優良会員であることを条件に、EO の会員資格を永続的に継続することができます。優良会員とは、EO の Policies＆Procedures および EO JKBC の会員規約を遵守し、EO と EO JKBC に対する金銭的債務がなく、EO および EO JKBC から資格停止または除名処分を受けてない会員を指します。

EO は他者とつながり、他者から学ぶことを目的としています。事業を売却したとしても、起業家精神と他者へのサポートに情熱を持っているメンバーは、近い将来別の事業を始める計画がなかったとしても、大いに他の EO メンバーに貢献できると考えます。メンバーが事業を売却した場合、businesssaleverificationform（事業売却確認書）を所属チャプターに提出し、更新手続きの一環としてチャプターからグローバルに提出することができます。

5.入会手続は、以下の手順に従って行われるものとします。
⑴ 会員からの推薦
入会候補者は会員からの推薦による。
⑵ メンバーシップ理事による面接
「年商１億円以上」を確認できる決算書を提示しなければなりません。決算書を提出できない場合、「税理士 または公認会計士の印及び公的機関の承認のある直近 12 ヶ月の試算表」を決算書に代えて提出することができます。ただし、他の EO チャプターに正会員としてメインで所属している場合にはこの提示義務を免除します。
⑶ 理事全員による承認

⑷　前項で承認が認められたことを以て入会手続が完了したものとします。

⑸　入会手続きの窓口は、事務局とします。

6.1 年間の猶予期間の会員 Requalification

EO JKBC の会員が、4 項に定める場合を除いて EO JKBC の入会基準を満たさなくなった場合、1 年の猶予期間に限り、会員資格を継続しますことができます。期中で入会基準が満たされなくなっても当該年度末まで会員資格は有効であり、基準の判定は更新時（毎年 6 月 30 日基準）とし、そこから 1 年を猶予期間とします。

また、上記以外で EO JKBC の入会基準を満たさなくなった者も、毎年の理事会決議による賛同が得られた場合、１年を猶予期間として会員資格は継続されます。

EO は、EOnetwork.org を通じてオンラインで会員資格の更新をする際に、再認証を行うことを会員に義務づけています。会員資格の基準が記載されており、会員は、基準をすべて満たしているか、またはその時点で基準を満たしていないことを、署名の代わりのボックスにチェックを入れます。その時点で基準を満たさない場合、当該会員には 12 ヶ月間の猶予期間が与えられ、メンバーシップを更新することができます。

猶予期間を与えられた会員は、猶予期間の満了日を超えて任期が延長されるような役職への応募はできません。この再認証（または猶予期間）の確認は、EOnetwork.org の会員プロファイルに保存されます。

7.休会と復会　Elmuniand Rejoining Members

　会員は、書面による手続きを行うことで会員資格を一時休止することができます。休会中は、フォーラムへの参加を含めて EO のすべての活動への参加はできません。また、休会は原則として 1 回限り（１年間）とし、1 年以上の休会は自動退会となります。

　復会のためには再入会の手続きが必要となります。

再入会の場合、ローカルフィーとしての入会金は免除とします。EO グローバルへの入会金はグローバル規約に従います。

休会や退会などの際、払込済の会費は理由の如何を問わず返金されません。

第 5 条　総会　GeneralMeetingofMembers

EO JKBC は、以下の重要事項の決議にあたり、年次総会または臨時総会（以下総会といいます）を開きます。会員は 1 会員につき 1 個の議決権を有します。

1.重要事項
○事業方針の決定
○ 6 月末日時点での事業報告および仮収支決算の承認
○会長および理事選任案の報告
○本規約（EO JKBCBylaws）の変更
○その他、会の運営に関する重要事項の決定

2.招集
　総会は会長によって招集され議事･ 運営されます。会長は総会の 10 日前までに場所、日時、議案について会員に提示します。会員には、総会参加義務があります。

3.決議
　総会の決議は、議決権を行使することができる会員の過半数が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行われます。可否同数の場合は会長が決します。

4.書面等による議決権の行使
　総会に出席できない会員は、あらかじめ提示された議案について書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができ、これをもって総会に出席したものとみなします。

第 6 条　理事会　Chapter Board of Directors

EO JKBC は、会長および理事からなる理事会を設置します。各理事は、その適切な機能のために必要と思われる委員を指名し、組織化することができます。

1.理事会は、少なくとも以下の理事で構成されます。
●会長 President
●副会長（次期会長）President-elect
●フォーラム理事 ForumChair
●ラーニング理事 LearningChair
●メンバーシップ理事 MembershipChair
●ファイナンス理事 FinanceChair

●ガバナンス理事 GovernanceChair
●その他、会長が適宜必要と定める理事 Program Chair etc.

2.理事会は EO JKBC の業務執行に関して全権を持ちます。運営方針の決定、予算配分の決定と執行、委員の配置、財産の管理、チャプタースタッフの雇用等、EO JKBC の運営に関する全ての事項は理事会の決定に委ねられます。

3.理事会は少なくとも年 4 回開催され、議事運営は会長が主催します。会長不在の際は、副会長が議長を代行します。

4.理事会は、2/3 以上の理事が出席することで決議機関として成立するものとします。決議は、出席理事の 3/4 の賛同（普通決議）全員の賛同（特別決議）によって決します。詳細は運営細則で定めます。
5.理事会での決議事項は全て議事録に残さなければなりません。

第 7 条　理事の選任　No minations of Board Members

1.EO JKBC の理事は、EO JKBC の現会員から選任されます。
2.理事は、委員の経験者またはそれに準ずる経験･ 資質を有する者の就任が推奨されます。
3.次期理事の選任は、現任理事からの推薦を参考情報とした上で次期会長が主導して人選をおこなうものとします。
4.理事は、任期満了の場合でも、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければなりません。また、引き継ぎは、現職理事が責任を持って行わなければなりません。
6.理事は、理事となる期の GLC （JAS でも可）およびストラテジーサミット（SS）に参加しなければなりません。
7.理事は、次期会長が指名することによって選任されます。
8.EO JKBC は理事に対し、報酬を支払うことは禁止されていますが、理事会の決議により必要経費に限り支払いを行うことができます。

第 8 条　会長の選任　Nominations

現会長を President、次期会長を President-elect、次々期会長を President-elect-elect と EO グローバルでは呼称します。EO JKBC の会長は、以下のプロセスによって選任されます。

1.EO JKBC では、会長の選任にあたり、EO グローバル規約に基づいた上で、現会長及び次期会長によって 2 世代後の会長を指名する方式を採用します。立候補制や会員投票などの手段は用いません。

2.会長は以下のフローによって就任するものとします。
①T-2 年 11 月末日までに現会長及び次期会長が次々期会長を指名。
②T 年 7 月より会長に就任します。

今期（T－２年）　次期（T－１年）次々期（T 年）

3.次期会長は、前年度の 1 年間に「副会長（President-elect）」として理事会に加わります。

第 9 条　所在地

1.EOJKBC の本部は下記に置く。

東京都港区西新橋 1-2-9　日比谷セントラルビル 14 階

2.事務局は、主たる事務所を現会長の事務所に設置し、理事と連携して、本会の庶務を担当します。

第 10 条　懲戒と除名

DisciplinaryActions,SuspensionandExpulsionofaMember

EO JKBC は、会員が以下の行為に直接的または間接的に関与した場合、その会員を懲戒・謹慎・除名します。ただし除名については、EO グローバルによる承認を要します。EO グローバルが除名を認めた場合、その会員は EO JKBC の会員の地位についても自動的に除名となります。

なお、会員の違反行為に対する懲罰は、EO グローバルの PoliciesandProcedures に準じて行われるものとします。EO の行動規範、規約および PoliciesandProcedures の解釈、適用、執行の最終判断については、グローバル理事会がその権利と権限を有します。

1.刑法その他の日本国法令に規定される犯罪行為を行った場合
2.EO 規約における差別・ハラスメント・勧誘禁止の方針に反する行為を行った場合
3.社会通念上のモラルに反する行為や信義則違反行為を行った場合
4.EO グローバル規約または本規約に対し故意または過失により違反した場合

5.EO グローバルおよび EO JKBC の財産・資産（知的資産を含む）を個人的な利益のために悪用した場合
6.EO グローバルおよび EO JKBC の会員としてふさわしくない行為、団体の品格を傷つけ、または信用を下げる行為を行った場合
7.EO JKBC に対して虚偽の申告をした場合
8.EO JKBC に対して会費の未払いなどの債務がある場合
9.その他上記に準ずる行為があった場合

自らまたは他の会員が EO グローバル規約または本規約に違反した可能性がある場合、違反行為を認識した会員は速やかに EO JKBC 会長に報告しなければなりません。当該報告を受けた会長は、EO の Purpose,Ambition,CoreValue に則り、EO グローバル規約と本規約を遵守するために、理事会に対して合理的に必要かつ適切な懲戒処分を決定します。

重要と判断される事案については、会長は臨時委員会を招集し、調査を委ねます。

当該調査により規約違反の事実が判明した場合、EO JKBC の理事会は、具体的な懲戒内容を書面で当該会員に通告します。懲戒の段階を以下のとおりとします。

Lv.1 注意喚起
Lv.2 厳重注意
Lv.3 活動停止
Lv.4 退会勧告
Lv.5 除名

「Lv.3 活動停止」について、活動停止となる期間については、情状に応じて概ね 1 か月から 6 か月の範囲内で理事会が決定するものとします。

「Lv.3 活動停止」以上の処分については、臨時委員会による諮問の後、理事会による決議を得た上で、理事会は該当者に対して懲戒を行います。

なお、会員に対して、懲戒の内容や理由などは開示しません。

「Lv.4 退会勧告」を受けても、理事会が通告する期限内（概ね 1 か月程度の合理的期間を定める）にその会員が退会を受け入れない場合には、当該会員を「Ｌｖ５除名」として扱うものとします。

「Lv.5 除名」については、会員名および除名の結論のみを会員に公表します。除名処分を判断した場合、会長は、この決定に至った背景と判断の根拠となる本規約ならびに客観的な証拠を、EO グローバルのガバナンス委員会に書面で提示するものとします。

EO グローバルのガバナンス委員会は、EO JKBC の手続きが適切かどうかを確認の上、EO グローバルとして除名処分を行うものとします。

第 11 条　事業年度と会計

1.本会の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌 6 月 30 日に終わります。
2.本会の運営は、会員が納入する会費及びその他収入等により行うものとします。
   1. 会費は、毎事業年度末に翌事業年度分を納めるものとします。
   2. 各理事は必要に応じて適宜、予算を会長に提出し、会長は総会で収支報告を行う。
   3. 予算は総会において賛成多数の確認を持って、承認するものとします。

第 12 条　勧誘 / 営業活動禁止の方針　Non-SolicitationPolicy

EO では、会員による他の会員への勧誘 / 営業活動を禁止します。

「勧誘 / 営業活動」とは、自己あるいは他者の製品やサービスの販売促進、マーケティング、寄付、投資、宗教的活動、社会的・ 政治的活動、その他の目的をもって、受信者が要求していないにもかかわらず、直接的または間接的に接触することを意味します。営利目的か否かは問いません。また、会員の外部提携パートナー等の非会員からの勧誘 / 営業活動が行われた場合は、会員が当該勧誘を意図しているか否かにかかわらず、EO に関する情報を非会員に提供した当該会員の責任となります。

勧誘 / 営業活動は、次の 3 つの領域を対象とします。
1.自らによる直接的または委託先などによる間接的な勧誘 / 営業活動
2.EO 専用のソーシャルメディア等を利用しての勧誘 / 営業活動
3.会員の提携パートナーまたはスポンサーによる勧誘 / 営業活動

第 13 条　差別･ ハラスメント･ 報復禁止等の方針 Non-discrimination,anti-harassment,andanti-retaliationPolicy

1.差別の禁止

EO は、人種、肌の色、出身国、先祖、性別、性的指向、性同一性またはその表出、年齢、宗教、障碍、カースト、遺伝情報、配偶者の有無、市民権の有無、退役軍人か否か、または法律で保護されているその他の特性に基づく差別を厳しく禁止します。会員は、EO 会員としての自覚をもって、差別なき行動をしなければなりません。

第 14 条　言語条項

本規約につき、参考のために Google 翻訳により英語訳文を作成しました。

本規約の解釈に疑義が生じた場合には、常に日本語による規約を正とし、英語訳文にはいかなる効力も有しないものとします。

以上

１　令和６年７月２５日付総会により制定